

○個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月28日

京都府規則第14号

個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

個人情報の保護に関する法律施行細則

(開示請求書等の記載事項)

第1条 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号。以下「条例」という。）第3条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先（法人である代理人にあっては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先）
- (2) 代理人によって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

(保有個人情報開示請求書)

第2条 開示請求書の様式は、保有個人情報開示請求書（別記第1号様式）とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第3条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第4条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書

(別記第4号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期限特例通知書)

第5条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第6条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(第三者情報開示決定通知書)

第7条 法第86条第3項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書（別記第7号様

式) により行うものとする。

(開示の実施の方法)

第8条 知事に対する開示請求に係る保有個人情報についての個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第23条に規定する閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法は、次項及び第3項に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧する方法とする。

(1) 文書又は図画(マイクロフィルムを除く。) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの)

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをその保有する専用機器により映写し、又は用紙に印刷したもの

3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画(マイクロフィルムを除く。) 次に掲げる方法

ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付

4 知事は、保有個人情報の開示を第2項に規定する閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を第3項に規定する写しの交付により行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(電磁的記録の開示の方法)

第9条 知事に対する開示請求に係る保有個人情報についての法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク その保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク その保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付

(3) その他の電磁的記録 次に掲げるもののうち、知事が適当と認める方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録をその保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(保有個人情報開示実施方法等申出書)

第10条 令第26条第1項に規定する書面の様式は、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記第8号様式)とする。

(写しの作成に要する費用の納付の方法)

第11条 条例第6条第2項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 地方公共団体等行政文書の写しの送付を求める場合にあっては、知事がその送付をする前に、当該求める第8条第3項に規定する写しの交付の方法に応じ条例第6条第2項に規定する費用として知事が定める額の納付をする方法

(2) 地方公共団体等行政文書の写しの交付を事務所で受ける場合にあっては、その前又はその際に、前号に規定する納付をする方法

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第12条 令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票で納付をする方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第13条 訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書(別記第9号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第14条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第15条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例通知書)

第16条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書(別記第

13号様式) により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第17条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第14号様式) により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第18条 利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書(別記第15号様式) とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第19条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記第16号様式) により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(別記第17号様式) により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第20条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(別記第18号様式) により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書)

第21条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書(別記第19号様式) により行うものとする。

(個人情報取扱是正申出書の記載事項等)

第22条 条例第5条第2項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先(法人である代理人にあっては、当該法人の担当者の氏名及び連絡先)
- (2) 代理人によって是正の申出をしようとする場合におけるその代理人の法定代理人又は任意代理人の別

2 条例第5条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書(別記第20号様式) によるものとする。

(個人情報取扱是正申出処理通知書)

第23条 条例第5条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書(別記第21号様式) により行うものとする。

(簡易な手続による保有個人情報の提供)

第24条 知事は、別に定める保有個人情報については、本人又はその代理人からの口頭による求めに応じて、遅滞なく、当該本人の保有個人情報を提供することができるよう努

めるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の求め（以下この項において単に「求め」という。）をする者は、法第77条第2項の規定の例により、当該求めに係る保有個人情報の本人であること（代理人による求めにあつては、当該保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（漏えい等の通知等）

第25条 知事（その個人情報の取扱いが法第58条第2項の規定により個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いとみなされる業務を行う場合における知事をいう。）は、法第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合において、同条第2項の規定による通知を行うときは、別記第22号様式による説明書を添付してこれを行うものとする。

- 2 前項の場合において法第26条第2項の規定による本人への通知が困難なときにおける当該通知に代わるべき同項ただし書に規定する措置は、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前項の説明書を作成し、これをインターネットの利用により公表することその他の適切な措置とする。

第26条 知事（前条第1項に規定する場合の知事を除く。）は、法第68条第1項に規定する事態が生じた場合において、同条第2項の規定による通知を行うときは、別記第23号様式による説明書を添付してこれを行うものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合において法第68条第2項の規定による本人への通知が困難なときにおける当該通知に代わるべき同項第1号に規定する措置について準用する。

（運用状況の公表）

第27条 条例第9条の規定による運用状況の公表は、開示請求等の件数及び処理状況その他必要な事項を京都府公報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

京都府知事 様

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____ TEL () _____
連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)
〒 _____ TEL () _____
代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報(行政文書等の名称その他保有個人情報を特定することができる事項)

--

- 2 求める開示の実施方法等

(御希望の方法に対応することができない場合があります。)

ア又はイのいずれかに○印を付してください。

アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望します。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ＜実施の希望日＞ 年 月 日
イ 写しの送付を希望します。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人(イを記載) <input type="checkbox"/> 法定代理人(ウ及びエを記載) <input type="checkbox"/> 任意代理人(ウ及びオを記載)
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限りです。) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。
オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他() ※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

第2号様式(第3条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)

2 不開示とした部分とその理由(開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 備考欄

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第3号様式(第3条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示しないこととした理由 (開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日)	
3 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第4号様式(第4条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 備考	

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第5号様式(第5条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	法第83条第2項に定める期間内に開示決定等が可能な部分については年 月 日までに開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
4 備 考	

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第6号様式(第6条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移 送 を し た 日	年 月 日
3 移 送 の 理 由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課係名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
5 備 考	

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第7号様式(第7条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



第三者情報開示決定通知書

あなた(貴社)に関する保有個人情報については、下記のとおり開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示することとした理由	
3 開示決定をした日	年 月 日
4 開示を実施する日	年 月 日
5 備 考	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第8号様式(第10条関係)

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

京都府知事 様

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ TEL () _____
連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)
〒 _____ TEL () _____
代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 号
日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等		
2 実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部()
3 実施の希望日	年 月 日 午前・午後 時	
4 「写しの送付」の希望の有無	有 : 同封する郵便切手等の額 円 無 ※ 別に連絡した額の郵便切手を同封してください。	
5 備考		

※ 保有個人情報開示請求書に記載した「求める開示の実施方法等」と変更のない場合には、この書類の提出は不要です。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

京都府知事 様

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____ TEL () _____
 連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)
 〒 _____ TEL () _____
 代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り(法第90条第3項)。
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
3 訂正請求の趣旨及び理由 ※ 別紙への記載も可能です。	(趣旨：どのような訂正を求めらるかについて記載してください。) (理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

4 本人確認等

ア 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人(イを記載) <input type="checkbox"/> 法定代理人(ウ及びエを記載) <input type="checkbox"/> 任意代理人(ウ及びオを記載)
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。	
オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他() ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。	

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

第10号様式(第14条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
4 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第11号様式(第14条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正しないことと決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第12号様式(第15条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 備考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第13号様式(第16条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報訂正決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第14号様式(第17条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移 送 を し た 日	年 月 日
3 移 送 の 理 由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課係名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
5 備 考	

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

京都府知事 様

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒 TEL ()

連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)

〒 TEL ()

代理人の氏名又は名称

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り(法第98条第3項)。
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
3 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □法第98条第1項第1号該当 → □利用の停止、□消去 □法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由: 利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

4 本人確認等

ア 利用停止請求者	□本人(イを記載) □法定代理人(ウ及びエを記載) □任意代理人(ウ及びオを記載)
イ 請求者本人確認書類	□運転免許証 □健康保険被保険者証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他() ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	□未成年者(年 月 日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()	※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 □委任状 □その他()	※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

第16号様式(第19条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
4 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第17号様式(第19条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことと決定しましたので下記のとおり通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：

電 話：

F A X：

e-mail：

第18号様式(第20条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 備考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第19号様式(第21条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
3 利用停止決定等をする期限	年 月 日
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

個人情報取扱是正申出書

年 月 日

京都府知事 様

(ふりがな)
 氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____ TEL () _____
 連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)
 〒 _____ TEL () _____
 代理人の氏名又は名称 _____

個人情報の保護に関する法施行条例(令和4年京都府条例第32号)第5条第1項の規定により、下記のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

記

1 是正を求める個人情報の取扱い	
2 是正の申出の趣旨及び理由	(趣旨：どのような是正を求めるかについて記載してください。) (理由：是正の申出の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

3 本人確認等

ア 是正の申出者	<input type="checkbox"/> 本人(イを記載) <input type="checkbox"/> 法定代理人(ウ及びエを記載) <input type="checkbox"/> 任意代理人(ウ及びオを記載)
イ 申出者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
エ 法定代理人が申出する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()	※ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限ります。
オ 任意代理人が申出する場合は、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()	※ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限ります。

受付時 記入欄	担当課等	
	受付場所	
	受付年月日	
	備考	

第21号様式(第23条関係)

番 号
年 月 日

様

京都府知事



個人情報取扱是正申出処理通知書

年 月 日付で申出のあった個人情報の取扱いの是正の申出については、下記のとおり処理しましたので、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号)第5条第4項の規定により通知します。

記

1 是正の申出に係る個人情報の取扱い	
2 是正の申出の趣旨	
3 是正の申出に係る処理の状況及び理由	(処理状況) (処理理由)
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

第22号様式(第25条関係)

説明書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第26条第2項の規定による通知事項
(年 月 日 時 分現在)

事項	状況
1 事態の概要	発生日: 発覚日: 発生事案: <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 漏えいのおそれ <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 滅失のおそれ <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 毀損のおそれ 概要: 経緯・経過:
2 1の漏えい・滅失・毀損が発生し、又は発生したおそれのある個人データの項目	
3 発生の原因	
4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
5 その他参考となる事項	
6 備考	

担当課等:

電話:

F A X:

e-mail:

第23号様式(第26条関係)

説明書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第68条第2項の規定による通知事項
(年 月 日 時 分現在)

事項	状況
1 事 態 の 概 要	発 生 日 : 発 覚 日 : 発 生 事 案 : <input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 漏えいのおそれ <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 滅失のおそれ <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 毀損のおそれ 概 要 : 経緯・経過:
2 1の漏えい・滅失・毀損が発生し、又は発生したおそれのある保有個人情報の項目	
3 発 生 の 原 因	
4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
5 そ の 他 参 考 と な る 事 項	
6 備 考	

担当課等:

電 話 :

F A X :

e-mail :

別記第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第7条関係）

第8号様式（第10条関係）

第9号様式（第13条関係）

第10号様式（第14条関係）

第11号様式（第14条関係）

第12号様式（第15条関係）

第13号様式（第16条関係）

第14号様式（第17条関係）

第15号様式（第18条関係）

第16号様式（第19条関係）

第17号様式（第19条関係）

第18号様式（第20条関係）

第19号様式（第21条関係）

第20号様式（第22条関係）

第21号様式（第23条関係）

第22号様式（第25条関係）

第23号様式（第26条関係）